

残業代支払い求め提訴

パワハラ根絶へ団交も並行

電波新聞支部組合ニュース第5号 2017年1月25日

新聞通信合同ユニオン電波新聞支部は2016年11月22日、組合員2人に不払いとなっている時間外賃金について、電波新聞社に支払いを求め、東京地裁に提訴しました。第1回口頭弁論が東京地裁民事36部(石田明彦裁判官)で1月20日に開かれました。原告席には両組合員と代理人の今泉義竜弁護士が着き、ユニオン組合員5人のほか、新聞労連東京地連や専門紙共闘から4人が傍聴しました。会社側からは代理人弁護士(北村圭弁護士)1人が出廷しただけで、社員は誰も傍聴には来ませんでした。

整理部の勤務時間は長年、午前11時～午後8時(1時間休み)が基本でしたが、2010年10月から16年3月までは社長指示により、退勤時間はそのままに朝8時30分出勤を余儀なくされました。それ以外にも、会議や量販店の視察などで、休日に出勤命令が出されることも頻繁にありました。時間外賃金の請求は16年4月19日に開いた第1回団交からの要求事項の一つです。

管理監督者でないと認める

5月17日に行われた第2回団交の席上、代理人弁護士は課長代理である組合員2人は本来の管理監督者ではないと認め、時間外賃金については勤務実態の証拠を精査した上で、職責手当で賄っていない分は検討すると回答。代理人弁護士を中心にした会社側と7月15日に開いた第4回団交で、時間外労働の未払い賃金の証拠を提出しました。

証拠類は、会社がタイムカードなどでの労働時間管理を一切していないため、朝8時半過ぎに毎日行われるミーティングの内容のメモ書き、ウィンドウズのロ



提訴を報じる新聞労連機関紙

グ履歴、会社に提出した休日出勤届のコピー、SNSの記録などです。

ところが10月に入り、会社側が未払い賃金の検討を全くしていなかったことが判明。即刻、第5回団交を申し入れ、10月20日に開催。代理人弁護士の説明では、社長が2人の時間外労働は職責手当で賄えていると言っている、任意は難しいので第三者機関の判断を仰いだ方がすっきりするだろう、というものでした。

当初は労働紛争を早期に解決する「労働審判」の申し立てを考えましたが、合同ユニオン側弁護士との法律相談で、証拠の確度から本裁判が向いているという助言を頂き、今回の提訴に至りました。

裁判所に公正な判断求める

20日の第1回口頭弁論では、冒頭で両原告が意見陳述を行いました。2人とも築地で整理部員として午前11時から午後8時まで勤務する前に、五反田の本社に8時30分に出勤するよう命じられ、ミーティングと社長の話を聞いた後で築地に向かっていたこと、休日出勤なども命じられていた事実を具体的に述べました。課長代理という実態の伴わぬ肩書きを理由にこのような時間外労働に賃金が支払われないのは不当と主張し、裁判所に公正な判断を求めました。

冒頭陳述の後で裁判官は会社側弁護士にいくつか質問しましたが、「(残業代相当分が) 職責手当で賄えているかは不明」と平山哲雄社長の主張に疑問を呈するかのような回答をするありさまでした。原告側の今泉弁護士は「職責手当の中で残業代分がいくらかを言えないのでは違法」とコメントしています。

今回は弁論準備として2月15日の午後4時から地裁13階の民事36部審問室で行われることになりました。

社長によるパワハラが再燃

もう一方の第1回団交から課題となっている平山社長によるパワハラ問題。7月に行ったハラスメント・アンケートは、従業員13人から回答が得られました。パワハラは回答者の全員が直接受ける、あるいは他者に対して行われているのを見聞きしていました。相手は誰かの間に対しては、全員が「社長」を挙げています。自由記入欄に寄せられた要望では、「社長退陣」の声が多数ありました。その他、各部署から様々な意見・要望を頂戴しましたので、今後の参考にさせていただきたいと思いません。

パワハラは小康状態となった時期もありましたが、11月に入り再燃しています。11月15日の炊飯器特集では、川田組員に対し、どういうテーマが抜けているとか、どう改善すればいいという具体的な指示もないまま、ただ「記事が足りない」「ち

ゃんとやってない」などと怒鳴り散らし、「三流記者に三流整理部員」などと罵声を浴びせる一幕もありました。この過程では再三の社長の話で実務が6時間以上ストップするなど、業務に支障も出始めています。

このようなことから、12月15日には6回目となる団体交渉を出口綜合法律事務所で行いました。出席者は、会社側から三橋次長と代理人弁護士3人、組合側は当該2人を含む4人。議題は、①パワハラ・暴言中止②有休取得で精皆勤手当をカットする労基法趣旨に反した会社対応についてなどの4点。

①はまず川田組員が最近のパワハラ事例について文書で具体的に説明。それに対し、「これが事実なら大変なことなので、『こういう報告が来ています』と社長に話して理解を求めていく」と回答。長期的には組織体制の見直しも含めて、どういう体制がこの会社にふさわしいのかということを経営者に話しているが、一朝一夕にはいかないという説明でした。組合が提案していたパワハラ研修会の実施については、代理人弁護士が行うことで社長は了承したとのことでした。

精皆勤手当カット続ける

②は約20年間の慣行となっているので変えるつもりはないとの一点張りだとの回答。代理人弁護士は法の趣旨に反していると社長に説明したものの、理解が得られなかったとのことでした。今後は労働基準監督署への申告も視野に入れて検討していきます。

今後もパワハラとともに懸案事項となっている業務改善、就業規則の整備なども、裁判と並行して会社側との交渉にあたっていきます。ご意見・ご要望がありましたら、お気軽に支部委員長の山本淳(at_paleys@yahoo.co.jp)か書記長の川田茂生(shigeak927@gmail.com)までお願いいたします。

新聞通信合同ユニオン電波新聞支部
委員長 山本淳
書記長 川田茂生